

VI. 長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター 情報保護規程

(昭和63年5月17日 医学部規程第3号)

(目 的)

第一条 この規程は、長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター（以下「センター」という。）の原爆被災者（以下「被災者」という。）に係る資料（以下「被災者資料」という。）の取扱い及び利用において、被災者個人の情報の秘密を保護し、倫理的配慮を図ることを目的とする。
(被災者資料)

第二条 被災者資料とは、センターが収集し、保存している被災者に関するすべての資料をいう。
(センター長の責務)

第三条 センター長は、以下の事項に関して責務を持つものとする。

- 一 被災者資料の取扱いにおける守秘義務について熟知すること。
- 二 守秘義務に関し、センター職員に指導及び助言を行うこと。
- 三 センター職員以外の者のセンター内への立ち入りを原則として制限すること。
- 四 被災者資料の保管及び搬出に関すること。
- 五 その他、守秘義務に関し、センター内における必要な措置を講じること。

(センター職員の遵守事項)

第四条 センター職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 被災者資料の取扱いにおける守秘義務を有し、センター長の指示に従うこと。
- 二 被災者資料の保管及び整理に細心の注意を払うこと。
- 三 被災者資料を、その収集、保存及び第九条に規定する利用の目的以外に転用しないこと。

(情報保護委員会)

第五条 被災者個人の情報の保護に関する問題を検討するため、長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター情報保護委員会（以下「情報保護委員会」という。）を置く。

(情報保護委員会の審議事項)

第六条 情報保護委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 被災者資料の取扱いにおける被災者個人の情報の保護に関すること。
- 二 被災者資料の被災者個人の情報の保護に係る設備と職員の指導に関すること。
- 三 被災者資料の利用に関すること。
- 四 その他、被災者資料の取扱い及び利用に関し必要な事項。

(情報保護委員会の構成)

第七条 情報保護委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センターの資料調査部主任及び病理部主任
- 二 センターの資料調査部及び病理部から選出された教官各一人

三 その他、委員長が必要と認めた者

2 委員は、センター長が委嘱する。

(情報保護委員会の委員長)

第八条 情報保護委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(被爆者資料の利用)

第九条 被爆者資料は被爆者に関する学術的調査、研究、教育及び被爆者の健康管理を目的とする利用にのみ提供されるものとする。

第十条 センター職員以外で被爆者資料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用申込書の様式は、センター長が別に定める。

3 センター長は、利用内容が不相当と思われるときは、情報保護委員会に諮り、その利用申込みを許可しないことができる。

4 利用者は、第四条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

第十一条 センターは、利用者に対して、可能な限りにおいて被爆者資料の提供に便宜を図るものとする。

2 被爆者個人の同定が可能な被爆者資料の提供に関しては、情報保護委員会に諮り、センター長の許可を必要とする。

第十二条 センター長は、利用者に対して当該研究及び調査の結果の概要の報告を求めることができる。

第十三条 センター長は、利用者に対して、利用済み被爆者資料の返却又は廃棄を求めることができる。

2 センター長は、被爆者資料の廃棄に際しては、内容が第三者によって再編できないよう、また被爆者個人の同定ができない手段を講じるよう、利用者に徹底するものとする。

(報告義務)

第十四条 センター職員及び利用者は、被爆者資料の取扱いの過程において、被爆者個人の情報の保護が侵害された可能性のある事態が生じた場合には、直ちにセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、上記の事態が生じた場合は、情報保護委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第十五条 この規程の改廃は、長崎大学医学部附属原爆被災学術資料センター運営委員会及び医学部教授会の議を経て行う。

(補 則)

第十六条 この規程に定めるもののほか、被爆者資料の取扱いに関して必要な事項及び情報保護委員会の運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年5月17日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

【資 料】

被爆者資料利用状況

期 間 ¹⁾	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年
件 数	14	18	11	17
内 訳 (1)				
学 内	4	5	4	8
学 外	10	13	7	9
内 訳 (2)				
米国返還資料	7	6	3	5
健診情報	3	7	5	6
死亡情報	2	3	1	1
基本情報	2	2	2	5
内 訳 (3)				
借 用	5	6	3	5
作 表	6	8	7	5
リスト	1	4	1	7
閲 覧	2	0	0	0
内訳(4)				
研 究	2	3	2	5
講義・講演	4	2	3	3
行 政	6	9	6	8
その他	2	4	0	1

1) 期間は各年の1月から12月まで